

# 大石田町職員の処分について（公表資料）

令和8年1月15日

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

## 1. 無断欠勤事案に係る処分（処分年月日：令和8年1月15日）

### <当事者>

主事職級職員（20歳代・男性） 停職 6月

#### 【事案の概要】

当事者は、令和7年9月22日（月）から令和8年1月8日（木）までの間に、50日の無断欠勤をした。その間、3回の面談を実施し、注意を促すとともに、連絡用のツールや電話にて何度も連絡するも、これを無視し、また返信を遅延し、無断欠勤を繰り返したものである。

また、職場をただ休みたいがためにクリニックを受診し、処方薬を服用していないにもかかわらず、服用していたと嘘をつくなど、虚偽の報告をしたものである。

## 2. 再発防止策

全職員に対し、法令遵守及び服務規律の確保について改めて指示するとともに、コンプライアンスの徹底に努めていく。

(問い合わせ先)

大石田町総務課総務グループ